令和８年度
防 衛 省
選考採用試験（総合職（行政職施設系）相当）課長補佐（部員）級
受 験 案 内

『不変の使命 無限の可能性』

我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つ。

この「不変の使命」を果たすため、防衛省は最後の砦として存在しています。

あなたの「無限の可能性」を賭けるに足る、崇高な使命がここにはあります。

その使命をともに果たす仲間とともに、志と覚悟を秘めた皆さんをお待ちしております。

１．職務内容及び待遇

○ 国家公務員採用総合職試験（行政職施設系）に合格した者相当として、主に自衛隊や在日米軍の運用基盤となる各種防衛施設に係る企画・立案及び整備、自衛隊や在日米軍の安定的な運用のために国民や地域社会の理解と協力を得るといった防衛施設行政を担う者として採用します。

○ 標準的な官職が課長補佐（部員）級である職制上の段階に属する官職のうち、防衛省所管行政に関する政策の企画立案又は調査及び研究に関する事務を職務とする官職へ任用します。

○ 勤務地は東京都市ヶ谷地区を本拠地として、各地方防衛局などでの勤務となります。また、他省庁において勤務する場合もあります。

２．求める人材

(1) 国防に関して、その重要性を認識し、その一翼を担う覚悟がある者（例：厳しい安全保障環境の下、防衛施設整備及び地元調整の重要性を理解し、多様な勤務環境の下でも国防に貢献する意欲・覚悟を有するなど）

(2) 将来の幹部職員候補として相応しい人格を有し、高い気概、使命感及び倫理観を持って、多様な知識・経験に基づく幅広い視野に立って行政課題に的確かつ柔軟に対応し、行政の総合的な推進を担う技能や能力、資質を有する者

(3) 困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力、忍耐力その他総合的な能力を有する者

(4) 協調性を備え、適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者

(5) 職務経験を通じて体得した効率的かつ機動的な業務遂行の手法その他の知識及び能力を有する者

(6) 政策実行において議論や調整、それに必要な資料作成や調査などの中心的役割を担える者

(7) 採用後の研修又は職務経験を通じてその知識及び能力の向上が見込まれる資質を有す

る者

⑻ 職務遂行上必要となる基礎的な外国語の能力を有する者

⑼ これまでの職務経験において、次の業務を中心に合算して概ね８年以上の業務経験を有し、かつ経験に見合った職責を果たしてきた者

・民間企業等においては、次の業務経験

建設事業の事業管理、設計図面作成、行政手続、プロジェクトマネジメント、各種機関との総合調整等に従事するなどの技術的な業務経験

・官公庁においては、次の業務経験

①建設関係の企画立案、整備計画、予算要求、執行に関連しての業務経験、

②交付金事業、補助金事業、新設事業に伴う、事業の企画立案、

又は事業計画、予算要求、地元調整、地元対策に関連しての業務

３．応募資格

○ 大学卒業又は同等以上の学力を有すること

○ 大学卒業後、民間企業、官公庁、国際機関等において、正社員・正職員又はそれに準ずる職務経験が令和９年４月１日現在で通算８年以上となる者

※ 応募資格を満たしているかどうかを確認するため、最終合格者の方には、防衛省が指定する日までに勤務証明書等を提出していただきます。勤務証明書等が提出できない期間は、職務経験に通算されませんのでご注意ください。また、勤務証明書等を提出できない場合又は虚偽の記載がなされている勤務証明書等があった場合には、採用予定が取り消される場合があります。

○ 以下に該当する方は応募できませんのでご了承ください。

⑴ 日本の国籍を有しない者

⑵ 自衛隊法第３８条第１項の規定により防衛省職員となることができない者

・ 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者

・ 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない者

・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

⑶ 平成１１年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

⑷ 採用予定時期までに自衛隊法第４４条の６に定める定年に達する者（令和９年度における定年年齢は６２歳）

４．給与・手当

○ 採用時の俸給月額（基本給に相当）は、行政職（一）俸給表２級１号俸（行政職（一）俸給表初任給基準表の総合職（大卒）区分）を基礎として、採用者が職務経験等を有する場合はその職務経験年数等を踏まえた経験年数と同程度の経験年数を有する当省の職員が受けている俸給月額を参考にしつつ、採用される官職の職務に加え、採用者の経歴や能力等を考慮して決定します。

（給与例）

職務経験８年の場合　　月額約４０万円（地域手当及び本府省業務調整手当を含む）

※本府省で勤務した場合の金額です。

○ 手当としては、上記のほかに住居手当、通勤手当、扶養手当、期末手当・勤勉手当、超過勤務手当等があります。

５．勤務時間等

○ 勤務時間は１日７時間４５分、原則として土、日曜日及び祝日等は休みで完全週休２日制です。

○ 休暇には年２０日の年次休暇（４月１日採用の場合は１５日付与。毎年１月１日に２０日付与され、残日数は２０日を限度として翌年に繰り越し）のほか、病気休暇、特別休暇（夏季・結婚・出産・忌引・子の看護・ボランティア等）、介護休暇があります。

６．採用予定数

○ 若干名

７．採用予定時期

○ 採用予定日は令和９年４月１日以降を原則としますが、採用者の事情に配慮しますので、ご相談ください。

８．選考日程

受付期間	令和８年１０月２７日（火）～令和８年１１月２３日（月）
第１次合格発表	令和８年１２月上旬頃までに連絡 ※エントリーされた方全員に、結果をメールで通知します。
第２次選考	順次実施 ※第１次選考合格者に、日程調整のメールを差し上げます。
最終合格発表	令和９年２月上旬頃までに連絡（予定）

９．選考方法

選考	選考方法
第１次	・書類選考（経歴評定） ・論文試験（職務経験等に関する論文により、防衛省所管行政に関する政策の企画等に必要な能力等を有しているかどうかを判断する試験）
第２次	・面接試験（人柄、対人能力についての試験） ・口述試験（実務能力（論点整理や分析能力に関する事項）についての試験） ※面接及び口述試験は防衛省本省（東京都新宿区市谷本村町５－１）で実施を予定しております。

※　選考の状況または日程の都合等によっては、３次試験を行う場合があります。

１０．応募方法

○　防衛省ＨＰ内の応募フォームより、受付期間内に必要書類を送付してください。
受付期間終了日以降に送付されたもの、郵送による応募、指定の様式（Word、Excel）以外での応募は受け付けません。（（例）PDF形式、JPEG形式は受け付けません。）

【必要書類】

防衛省ＨＰに掲載している指定の様式（Word、Excel）をダウンロードしてご使用ください。

- 履歴書（別紙様式１）
- 職務経歴書（別紙様式２）
- 小論文（別紙様式３）

【受付期間】令和８年１０月２７日（火）～令和８年１１月２３日（月）

１１．その他

○　受験に要する一切の費用は受験者の負担となります。
○　提出された書類等は返却しませんので、あらかじめご承知おきください。
○　その他、不明な点は下記までお問い合わせください。

１２．問い合わせ先

防衛省大臣官房秘書課　担当：松倉（まつくら）
TEL ： 03-3268-3111（内線：20203）　平日１０：００－１７：００
E-mail ： keikensya@ib.dss.mod.go.jp